

北海道選挙管理委員会告示第27号

令和4年6月21日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年6月22日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	89,510
3分の1の数	659,436

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	70,561	根室市	6,963
札幌市北区	80,886	千歳市	27,401
札幌市東区	74,808	滝川市	11,290
札幌市白石区	61,853	登別市	13,390
札幌市厚別区	36,458	恵庭市	19,784
札幌市豊平区	65,389	伊達市	9,502
札幌市清田区	31,399	北広島市	16,528
札幌市南区	39,279	北斗市	12,722
札幌市西区	62,598	空知地域	47,547
札幌市手稲区	40,165	石狩地域	21,816
函館市	72,579	後志地域	24,562
小樽市	32,664	胆振地域	14,528
旭川市	94,705	日高地域	17,911
室蘭市	23,347	渡島地域	24,502
釧路市	47,319	檜山地域	9,907
帯広市	47,235	上川地域	35,536
北見市	33,066	留萌地域	12,400
岩見沢市	22,758	宗谷地域	7,979
網走市	9,759	オホーツク東地域	16,288
苫小牧市	48,026	オホーツク西地域	18,483
稚内市	9,266	十勝地域	47,209
江別市	34,169	釧路地域	16,508
名寄市	7,676	根室地域	13,124

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,302
	3分の1の数	121,690
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,615
	3分の1の数	155,123
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,702
	3分の1の数	155,845
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,656
	3分の1の数	77,594